

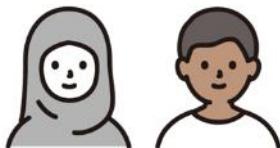
離島・過疎地域の 人材確保・育成を支援します！



離島・過疎地域の事業所を対象に、人材確保・育成のための費用の一部を補助します。

【受付期間】令和7年6月9日～令和7年12月26日

※予算がなくなり次第終了



**特定技能1号・介護実習生
も対象です！**

【対象メニュー】

	1 介護専門職 受入支援	2 介護専門職 採用活動支援	3 介護職員初任者 研修等開催支援	4 介護支援専門員 等研修受講支援	5 オンライン研修 環境整備支援
補助 対象者	離島・過疎地域にある事業所	離島地域にある 事業所・離島を 有する自治体		離島・過疎地域にある事業所	
補助 対象	介護職（外国人 材含む）の転居 費用	企業説明会や インターン等 の費用	初任者研修・ 実務者研修の 開催費用	介護支援専門員 や訪問介護員の 研修参加費用	研修参加のための ①機器購入 ②Wi-Fi整備費用
補助率 ・ 補助 上限	1人あたり上限 無期：20万円 有期：10万円	1事業所あたり 2/3 上限10万円	1事業所・ 自治体あたり 上限50万円	1人あたり 2/3 上限10万円	①1台あたり 3/4 上限7万5千円 ②1事業所あたり 3/4 上限30万円

※補助対象となる費用や期間等の詳細は、県ホームページでご確認ください。



事業の流れ



お問合せ：沖縄県保健医療介護部 高齢者介護課 島しょ地域人材担当
TEL : 098-866-2214
Email : aa021156@pref.okinawa.lg.jp
HP : <https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/kaigofukushi/1006708/1030964.html>

県ホームページ



1 介護専門職受入支援

対象

離島・過疎地域内の事業所が、以下の条件を満たす者
を採用した場合に転居に要する費用

採用者の職種・条件

【職種】

介護福祉士、介護支援専門員、看護師・准看護師、理学療法士、作業療法士、
言語聴覚士、介護職員初任者研修修了者（採用後に研修を修了した者も含む。）
特定技能1号（介護）・技能実習（介護）

【条件】

- ①令和7年度の4月1日～2月末日までに雇用を開始していること。
- ②雇用契約期間が3ヶ月以上、かつ1ヶ月以上就労していること。



補助上限

無期：20万円／人
有期：10万円／人

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日
※ただし、期間内に発生（移動、荷物の発送、契約）し、
支出した費用に限る。

その他

旅費については、事前視察又は着任のいずれかに要した往路
1回分のみを対象とする。

2 介護専門職採用活動支援

対象

離島・過疎地域内の事業所が、地域以外で開催される企業説明会等へ参加したり、採用活動の一環として実施する職場体験（インターン）等に、採用予定者が参加したりする際の旅費

補助率等

2/3（上限10万円/事業所）

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日
※ただし、期間内に支出した費用に限る。

その他

補助上限の範囲内であれば、複数回の参加を認め、翌年度以降の採用を目的とした場合も対象とする。
事前視察又は職場体験（インターン）のいずれかに要した往復1回分のみを対象とする。

3 介護職員初任者研修等開催支援受入支援

対象

離島地域内の事業所又は離島を有する自治体が、介護職初任者研修又は介護福祉士実務者研修を開催する場合の費用

補助上限

50万円／事業所・自治体

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日
※ただし、期間内に支出した費用に限る。

その他

事業所が開催する場合は、原則1離島1法人を対象とし、その際は特定の事業所への就職を受講条件とすることは認めない。

4 介護支援専門員等研修受講支援

対象

離島・過疎地域内の事業所で働く介護支援専門員や訪問介護員が、介護支援専門員法定研修及び訪問介護員の資質向上に資する研修に参加するための旅費

補助率等

2/3（上限10万円/人）

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日
※ただし、期間内に支出した費用に限る。

5 オンライン研修環境整備支援

対象

離島・過疎地域内の事業所が、次の研修への参加を目的として購入した機器やWi-Fi整備の費用

対象研修

介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護支援専門員法定研修、訪問介護事業所従事者の資質向上に資する研修、その他介護職員の資質向上等に資する研修

補助率等

①機器購入：3/4（上限7万5千円/台）
②Wi-Fi整備：3/4（上限30万円/事業所）

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日
※ただし、期間内に支出した費用に限る。

その他

機器購入については、研修受講者数に0.2を乗じた数を上限台数とし、1に満たない端数がある場合は、端数を切り上げるものとする。

